

|              |
|--------------|
| 第3回福祉ひろば専門員会 |
| R 3. 3. 15   |
| 健康福祉部 福祉計画課  |

(報告事項)

## 新年度の福祉ひろば事業の体制等について

### 1 趣旨

市長公約の実現に向け、これからの時代にふさわしい施策を計画し、市民目線に立った行政サービスを提供することができる組織体制の構築を図る。

### 2 組織の状況

| 令和2年4月15日      | 令和3年4月1日       | 増 減              |
|----------------|----------------|------------------|
| 16部2本部118課255係 | 16部6本部117課267係 | 4本部増 1課減<br>12係増 |

### 3 住民自治局の新設

#### (1) 概要

市民に身近な行政サービスの向上、各地区ができるだけ自らの権限で地域課題の解決に向けて取り組んでいくことができる仕組みの強化を図る。

#### (2) 福祉ひろばの移管

地域づくりを一体的に推進する組織体制を整えるため、地区福祉ひろば職員を、福祉計画課職員から地域づくりセンター職員とする。

#### (3) 組織

裏面のとおり

#### (4) モデル4地区

庄内、島内、芳川及び四賀の地域づくりセンターの要員体制等を強化し、自治機能を高めたモデル地区に位置付け、地域主体で、住民とともに地域課題に対する取組みを進める。

### 4 その他

(1) ひろば職員は地域づくりセンター職員となりますが、施設の所管課は引き続き福祉計画課（4月からは、福祉政策課）のため、福祉ひろばの理念及び機能については、現状と変わることはありません。

(2) 4月からは、現在の本庁の福祉ひろば専任の地区担当者は配置されませんが、地域づくりセンター体制の中でフォローを行います。

# 住民自治局組織図

| 改正後  | 内容  |
|--|---|
| <pre> graph TD     Root[住民自治局] --- D1[35地区 地域づくりセンター]     Root --- D2[地域づくり課]     Root --- D3[市民相談課]     Root --- D4[市民課]     Root --- D5[人権共生課]     Root --- D6[移住推進課]          D2 --- D2_1[地域づくり担当]     D2 --- D2_2[市民生活推進担当]     D2 --- D2_3[ユースサポート担当]          D3 --- D3_1[市民相談・広聴担当]     D3 --- D3_2[生活支援担当]          D4 --- D4_1[戸籍担当]     D4 --- D4_2[市民担当]     D4 --- D4_3[年金担当]          D5 --- D5_1[人権担当]     D5 --- D5_2[男女共生担当]     D5 --- D5_3[国際交流担当]          D6 --- D6_1[移住推進担当]         </pre> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民自治区を新設</li> <br/> <li>・地域づくり部から35地区の地域づくりセンター、地域づくり課、市民相談課を移管</li> <br/> <li>・ユースサポート担当を新設</li> <br/> <li>・市民課を移管</li> <br/> <li>・人権・男女共生課を移管し、名称変更</li> <li>・総合戦略課から国際交流担当を移管</li> <br/> <li>・まつもと暮らし応援課を移管し、名称変更</li> </ul> |